

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成29年3月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1601081 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1600082 号

## 第1 結論

平成 18 年 7 月及び平成 22 年 3 月から平成 24 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月  
② 平成 22 年 3 月から平成 24 年 5 月まで

私が役員として勤務する事業所の事業主は、平成 26 年 7 月に A 年金事務所へ行き、事業所の厚生年金保険の新規適用について相談したところ、職員から、役員に国民年金保険料の未納期間があると厚生年金保険には加入できない旨の説明を受けた。このため事業主は、私の年金記録を確認し、平成 26 年 7 月中に請求期間①及び請求期間②を含む平成 22 年 3 月から平成 26 年 6 月までの期間の国民年金に関する手続きを行い、国民年金保険料を、送付された納付書により郵便局又は銀行で納付してくれた。

請求期間①は国民年金の未加入期間となっており、請求期間②は国民年金保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金に関する手続き及び国民年金保険料の納付は、すべて平成 26 年 7 月に、請求者が役員として勤務する事業所の事業主が行ってくれた旨主張している。

しかしながら、請求期間①について、オンライン記録によれば、請求者の国民年金被保険者資格は、平成 21 年 9 月 1 日を取得日として同年 10 月 5 日に処理されており、請求期間①は国民年金未加入期間とされていることから、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求期間②について、当該期間の国民年金保険料を平成 26 年 7 月に納付するには、当時、実施されていた国民年金保険料の後納制度によることになるが、同制度の利用に際しては、「国民年金後納保険料納付申込書」(以下「申込書」という。)を年金事務所へ提出し、厚生労働大臣の承認を受けた後に承認通知書とともに送付される納付書により国民年金保険料を納付することになるが、請求者は、当該申込及びその承認に関する記憶が不明確である上、

A年金事務所は平成 26 年 7 月に受付及び処理を行った申込書を確認したが、請求者に係る申込書は確認できなかった旨回答している。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したとする事業主は、平成 26 年 7 月に納付した国民年金保険料を平成 26 年分の年末調整に計上した旨陳述しているところ、オンライン記録によれば、請求者については、請求期間②直後の平成 24 年 6 月から平成 26 年 5 月までの期間の国民年金保険料 36 万 780 円を平成 26 年 7 月 29 日に納付していることが確認でき、当該納付金額は、事業所から提出された「平成 26 年分給与所得に対する源泉徴収簿」に記載されている国民年金保険料等の金額と一致しており、請求期間①及び②の国民年金保険料は含まれていないことが確認できる。

そのほか、事業主が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601040号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600083号

## 第1 結論

平成14年4月から同年9月までの請求期間、平成14年11月から平成17年2月までの請求期間、平成17年12月から平成19年7月までの請求期間及び平成23年7月から平成24年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成14年4月から同年9月まで  
② 平成14年11月から平成17年2月まで  
③ 平成17年12月から平成19年7月まで  
④ 平成23年7月から平成24年6月まで

請求期間①、②及び③は、学生でもあり国民年金保険料は免除扱いで、免除申請手続は私の母親が行った。請求期間④は、私が、国民年金保険料免除申請書をポストへ投函したにも関わらず、年金事務所では、申請書は届いていないとのことだった。

請求期間①から④までの記録を訂正し、国民年金保険料の免除期間にしてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者は「学生でもあり国民年金保険料は免除扱いでした。」と主張しているが、請求者に学生期間及び学校名を照会しても回答がないことから、請求期間①、②及び③当時、請求者が学生であったことを確認することができない。

また、請求期間①、②及び③について、当時、請求者が居住していた住所地を管轄するA社会保険事務所(当時)は、国民年金保険料の免除申請書(以下「申請書」という。)等について、平成15年度以前のものは保存しておらず、平成16年度から平成19年度までの申請書等については保存しているが、請求者に係る申請書等は確認できない旨回答している。

さらに、請求期間④について、当時、請求者が居住していたB市から提出された、請求者に係る「(平成23年度相当分)市民税・県民税・所得回答書」によれば、平成22年中の所得金額は、国民年金保険料の全額免除の基準に該当していたことが確認できる。

しかしながら、C年金事務所は、請求者に係る申請書等について、請求期間④の前後の期間

のものは確認できるが、請求期間④に係る申請書等は確認できない旨回答している。

そのほか、請求者が、請求期間①から④までの国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。